

財関第 1 2 1 8 号
平成 17 年 9 月 27 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 竹 内 洋

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 22 号)の一部等の施行に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成 17 年 10 月 1 日(下記第 4 については、同年 9 月 25 日)から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、改正前の税関様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用させることとして差し支えない。

記

第 1 関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)の一部を次のように改正する。

- 1 . 7 の 6 - 1 の本文中「貨物の所属区分」を「貨物の属する指定区分(令第 4 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する指定区分をいう。以下同じ。)」に改め、同項の(1)のイ中「所属区分」を「指定区分」に改め、同号のロ中「通関情報処理システム」を「指定区分に複数の所属区分が含まれる場合には、その所属区分を全て記載させる。また、通関情報処理システム」に改め、同項の(3)及び(4)中「所属区分」を「指定区分」に改め、同項の(5)中「貨物の所属区分が特定できないため」を「貨物の指定区分が特定できない場合があるため、指定区分が特定できない場合には」、に、「所属区分」を「指定区分」に、「67 - 4 - 15」を「67 - 4 - 17」に改める。
- 2 . 7 の 6 - 4 及び 7 の 7 - 1 中「所属区分」を「指定区分」に改める。
- 3 . 7 の 17 - 1 の(4)中「第 7 条の 4 第 1 項」を「第 7 条の 16 第 1 項」に、「第 7 条の 4 第 4 項」を「第 7 条の 16 第 4 項」に改める。
- 4 . 94 - 1 の(4)中「第 83 条第 4 項」を「第 83 条第 6 項及び第 8 項((帳簿の保存))」に改め、同項の(4)を同項の(6)とし、同項の次に次のように加える。

- (7) 令第 83 条第 8 項に規定する「第 2 項において準用する第 1 項の帳簿及び第 4 項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかになるように整理することをいう。
- 5 . 94 - 1 の(3)中「第 83 条第 4 項」を「第 83 条第 6 項」に改め、同項の(3)を同項の(5)とし、同号の(2)中「第 83 条第 2 項」を「第 83 条第 3 項」に改め、同項の(2)を同項の(3)とし、同項の(3)の次に次のように加える。
- (4) 令第 83 条第 4 項における法第 94 条第 2 項において準用する同条第 2 項に規定する「輸出許可貨物に係る取引に関して作成し、又は受領した書類」とは、例えば、発注関係書類、契約書、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類（提出したものを除く）等の関係書類をいう。
- 6 . 94 - 1 の(1)の次に次のように加える。
- (2) 法第 94 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により輸出者が備え付けることとされている「帳簿」とは、令第 83 条第 2 項において準用する同条第 1 項((帳簿の記載事項等))に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別に備え付けたものである必要はなく、輸出者が所有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであつても差し支えない。また、例えば、仕入書に輸出許可年月日及び輸出許可番号を追記したものでも差し支えない。
- 7 . 94 - 2 中「第 94 条第 2 項」を「第 94 条第 3 項」に改め、同項の次に次の一項を加える。
- (承認申請手続等)
- 94 - 3 前記 94 - 2 (承認申請手続等)の規定は、令第 83 条第 2 項に規定する輸出者について準用する。この場合において、「法第 94 条第 1 項に規定する者」とあるのは「令第 83 条第 2 項に規定する輸出者」と、「94 - 2 において準用する」とあるのは「94 - 3 において準用する」と、「輸入予定地」とあるのは「輸出予定地」と、「第 8 条」とあるのは「第 9 条((貨物を業として輸入する者についての規定の準用))において準用する同規則第 8 条」と、「申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入」とあるのは「貨物を業として輸出」と、「輸入申告」とあるのは「輸出申告」と読み替えるものとする。

第 2 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

- 1 . 税関様式 C 第 1010 号を別紙 1 のように改める。
- 2 . 税関様式 C 第 1070 号を別紙 2 のように改める。
- 3 . 税関様式 C 第 9100 号を別紙 3 のように改める。

- 4．税関様式C第9110号を別紙4のように改める。
- 5．税関様式C第9120号を別紙5のように改める。
- 6．税関様式C第9130号を別紙6のように改める。
- 7．税関様式C第9140号を別紙7のように改める。
- 8．税関様式C第9150号を別紙8のように改める。

(記載要領及び留意事項の一部改正)

貨物指定申請書(C - 9100)中「所属区分ごと」を「指定区分ごと」に、「関税率表所属区分」欄には、関税率表の適用上の所属区分の号(6桁の番号)(「輸入統計品目表」に定める番号と共通)及び輸入統計品目表に定める細分番号(3桁の番号)の9桁の番号を白抜き部分に左詰めで記載する。」を「指定を受けようとする貨物の属する指定区分」欄には、関税率表の適用上の所属区分の項(4桁の番号) 号(6桁の番号)(「輸入統計品目表」に定める番号と共通)又はこれに輸入統計品目表に定める細分番号(3桁の番号)を付け加えた9桁の番号を白抜き部分に左詰めで上欄に記載する。」に、「なお、NACCSを利用して申告を予定している場合には、NACCS用コードを含む10桁までを記載する。また、NACCS用コードの10桁目に+ (オベリスク) が設けられており、統計細分が同一であるが、NACCS用コードが複数ある場合には、NACCS業務コード表を参照して網かけ部分に該当コードを併記する。」を「また、NACCSを利用した申告を予定している場合には、NACCS用コードを含む10桁までを、NACCS用コードの10桁目に+ (オベリスク) が設けられており、統計細分が同一であるが、NACCS用コードが複数ある場合には、NACCS業務コード表を参照し、該当する全ての10桁のコードを下欄(網かけ部分)に併記する。」に、「関税率表の所属区分」を「指定を受けようとする貨物の属する指定区分」に改める。

第3 海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成11年10月7日蔵関第801号)の一部を下記のとおり改正する。
別紙様式M - 142号を別紙9のように改める。

第4 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成13年9月25日財関第781号)の一部を下記のとおり改正する。
1．第4章第4節の次に次の1節を加える。

第4節の2 展示等承認貨物の積戻し申告及び積戻し許可後の訂正

(展示等承認貨物の積戻し申告の事項登録)

4の2-1 展示等承認貨物の積戻し申告(以下「展示等積戻し申告」という。)を行う者及びその代理人である通関業者等(以下この節において「通関業者等」という。)が航空システムを使用して展示等積戻し申告を行う場合は、当該申告に先立ち参加者名、品名、貨物個数、F O B 価格等の必要事項を航空システムに入力させ、展示等積戻し申告事項の登録を行わせるものとする。

(展示等積戻し申告)

4の2-2 通関業者等が航空システムを使用して展示等積戻し申告を行う場合は、前項の規定により登録された展示等積戻し申告事項について通関業者等に出力される応答画面の内容を確認して再送信することにより、又は事前に行われた展示等積戻し申告事項登録を利用して、これに利用者コード、業務コード及び展示等積戻し申告番号を入力し、送信することにより行わせるものとする。

ただし、いずれの場合においても、通関業者が展示等積戻し申告を行う場合には、あらかじめ通関士が応答画面又は入力控により申告内容を審査した上で当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して展示等積戻し申告を行わせなければならないので、留意する。

なお、税関の執務時間外に展示等積戻し申告の入力をしておくことにより、税関の翌開庁時に自動的に展示等積戻し申告を行わせることができるものとする。

(審査区分選定及び関係情報の配信)

4の2-3 航空システムにおいては、前項の展示等積戻し申告が行われた場合において、当該展示等積戻し申告について審査区分の選定等の処理を行い、通関業者等に「展示等積戻し申告控情報」が配信される。

なお、この場合、審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった展示等積戻し申告については、展示等積戻し申告後直ちに展示等積戻し許可となり、「展示等積戻し許可通知情報兼展示等積戻し申告控情報」が配信される。

(展示等積戻し申告時の提出書類等の提出)

4の2-4 展示等積戻し申告が航空システムにより受理され、通関業者等に「展示等積戻し申告控情報」(簡易審査扱いの場合は「展示等積戻し許可通知情報兼展示等積戻し申告控情報」。以下この節において同じ。)が配信されたときは、審査区分が簡易申告扱い(区分1)となった展示等積戻し申告については、当該配信された情報の展示等積戻し申告に係る貨物の包装明細書その他必要な書類(以下この節において「関係書類等」という。)に展示等積戻し申告番号等を付記して、審査区分が書類審査扱い(区分2)又は検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった展示等積戻し申告については、当該展示等積戻し申告控情報を「展示等積戻し申告控」(別紙様

式N - 142 号)として出力させ、関係書類等を添付して、次に定めるところにより、展示等積戻し申告を行った税関官署の通関担当部門(以下この節において「通関担当部門」という。)に提出させるものとする。

(1) 提出期限

展示等積戻し申告の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日にあたる場合は、同日の翌日までとする。)

(2) 提出書類

関税法その他関税に関する法令の規定により、展示等積戻し申告に際して税関に提出すべきものとされている添付書類

(検査の指定)

4の2-5 通関担当部門は、審査区分が検査扱い(区分3、区分4又は区分9)となった展示等積戻し申告については、現場検査、検査場検査又は見本検査のいずれかに指定するものとする。現場検査に指定したものについては、航空システムを通じてその旨が通関業者等に通知される。また、検査場検査又は見本検査に指定したものについては、「検査指定情報(申告書用)(輸出)」及び「検査指定情報(運搬用)(輸出)」が通関業者等に配信されるので、これを「検査指定票(申告書用)」(別紙様式N - 391号)及び「検査指定票(運搬用)」(別紙様式N - 392号)として出力させ、当該通関業者等に検査指定貨物についてその蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行わせるものとする。

なお、倉主等には「検査貨物搬送指示情報(輸出)」が配信されるので、当該倉主等は、必要に応じ「検査貨物搬送指示書」(別紙様式N - 395号)として出力することができる。

(展示等積戻し申告の訂正)

4の2-6 展示等積戻し申告の後、当該申告に係る展示等積戻し申告の許可までの間に申告内容を訂正する場合は、あらかじめ通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申出を行わせた後、次により取り扱うものとする。ただし、申告官署コード、参加者名、通関予定蔵置場コード等は訂正できないので、これらの事項を訂正する場合には、展示等積戻し申告を撤回の上、再申告させるものとする。

(1) 通関業者等に、航空システムにより展示等積戻し申告時の内容呼び出して、訂正を必要とする事項について上書き入力することにより展示等積戻し申告事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、展示等積戻し申告訂正の登録を行わせるものとする。ただし、通関業者等が訂正登録を行う場合には、通関士が内容を審査のうえ、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して行わなくてはならないので、留意する。

(2) 上記(1)により輸出申告内容の変更登録が航空システムの処理の結果、

受理されたときは、通関業者等に訂正後の情報に基づく「展示等積戻し申告内容変更控情報」が配信される。

- (3) 上記(2)により通関業者等に「展示等積戻し申告内容変更控情報」が配信されたときは、当該配信された情報を「展示等積戻し申告内容変更控」(別紙様式N-143号)として出力させ、当該展示等積戻し申告内容及び当初展示等積戻し申告控(再訂正の場合は直前の訂正登録分まで)に関係書類等を添えて、直ちに通関担当部門に提出させるものとする。

(展示等積戻し許可の通知)

- 4の2-7 通関担当部門は、航空システムを使用して行われた展示等積戻し申告(審査区分が簡易審査扱い(区分1)となった展示等積戻し申告を除く。)の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行った上、貨物の積戻しを許可しようとするときは、航空システムを通じて展示等積戻し申告審査終了の登録を行うことにより積戻しを許可し、航空システムを通じてその旨を通関業者等に通知する。この場合、当該許可に併せて、保税運送を承認するときは、その運送期間を航空システムにより指定するものとする。

(展示等積戻し許可内容変更の申請)

- 4の2-8 航空システムを使用して行う展示等積戻し申告について、展示等積戻し許可後に当該貨物に係る船名、数量等の許可内容を訂正する場合は、あらかじめ通関業者等から通関担当部門に対し訂正についての申し出を行わせた後、次により、取り扱うものとする。ただし、参加者コード、参加者名等の変更はできないので、積戻し取止めの手続に準じて処理し、再度展示等積戻し申告を行わせることとなる。

- (1) 航空システムにより展示等積戻し許可時の内容を呼び出し、訂正を必要とする事項について、上書き入力することにより展示等積戻し許可内容変更申請事項の登録を行わせ、その内容を確認の上、訂正の登録を行わせるものとする。

ただし、通関業者が訂正登録を行う場合には、通関士が訂正内容を審査の上、当該通関士の利用者コード及びパスワードを入力して行わせなければならないので、留意する。

- (2) 上記(1)の展示等積戻し許可内容変更申請の変更登録が行われた場合において、当該申請について審査区分の選定等の処理が行われ、通関業者等に「船名・数量等(展示等積戻し許可内容)変更申請控情報」が配信される。

なお、この場合において審査区分が簡易審査扱いとなった展示等積戻し許可内容変更申請については、申請後直ちに許可内容の変更が認めら

れ、「展示等積戻し許可内容変更通知情報」が配信される。また、展示等積戻し許可内容変更申請者と展示等積戻し許可を受けた通関業者等が異なる場合は、展示等積戻し許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。

(展示等積戻し許可内容変更申請控等の提出)

- 4 の 2 - 9 前項(2)の規定により通関業者等に「船名・数量等(展示等積戻し許可内容)変更申請控情報」が配信された場合は、当該申請控情報を「船名・数量等(展示等積戻し許可内容)変更申請控」(別紙様式N - 144号)として(審査区分が簡易審査扱いであり「展示等積戻し許可内容変更通知情報」が配信された場合は、当該変更通知情報を「展示等積戻し許可内容変更通知書」(別紙様式N - 145号)として)出力させ、関係書類等を添付して、展示等積戻し許可内容変更申請の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日にあたる時は、同日の翌日までとする。)に、当該申請控(又は当該通知書)に表示されている通関担当部門に提出させるものとする。

(展示等積戻し許可内容変更の確認)

- 4 の 2 - 10 通関担当部門は、航空システムを使用して行われた展示等積戻し許可内容変更申請のうち審査区分が書類審査扱い(区分2)となったものについて、所要の審査を行い訂正を認める場合は、審査終了の登録を行うことにより航空システムを通じてその旨を通関業者等に通知するものとする。

なお、展示等積戻し許可内容変更申請者と展示等積戻し許可を受けた通関業者等が異なる場合は、展示等積戻し許可を受けた通関業者等にも許可内容の変更が通知される。

- 2 . 別紙様式N - 131号を別紙10のように改める。
- 3 . 別紙様式N - 135号を別紙11のように改める。
- 4 . 別紙様式N - 136号を別紙12のように改める。
- 5 . 別紙様式N - 137号を別紙13のように改める。
- 6 . 別紙様式N - 141号(輸出許可通知書兼輸出申告控(少額))の次に別紙14、別紙15、別紙16及び別紙17のように加える。

第5 税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて(平成15年6月30日財関第673号)の一部を下記のとおり改正する。

- 1 . 4の2 - 1中「この節」の次に「及び次節」を加える。
- 2 . 4の2 - 2の(1)中「所属区分」を「指定区分(関税法施行令(昭和29年政令第150号)第4条の7第1項第2号に規定する指定区分をいう。以下同じ。)」に改める。
- 3 . 4の2 - 3及び4の2 - 7の(1)中「所属区分」を「指定区分」に改める。

第6 簡易申告制度事務の実施要領について(平成13年3月31日財関第274号)の一部を次のように改正する。【非公開(一部不開示)】

1. の3の(6)中「所属区分(統計細分を含む。以下「所属区分」という。)」を「貨物の属する指定区分(令第4条の7第1項第2号に規定する指定区分をいう。以下同じ。)」に改める。
2. の8の(2)中「第7条の12第1項第2号ロ」を「第7条の12第1項第2号ホ」に改める。
3. の1の(3)のイ中「所属区分」を「指定区分」に改め、同項の(3)のロ中「通関システム」を「指定区分に複数の所属区分が含まれる場合には、その所属区分をすべて記載させる。また、通関システム」に改め、同項の(5)中「所属区分」を「指定区分」に改める。
4. の2の(1)のイ中「なお」を「また」に改め、同項の(1)のイに次のように加える。

なお、貨物の指定は、指定を受けようとする貨物が属する指定区分ごとに行うこととなるが、当該指定区分とは、輸入統計品目表の統計番号ごと、関税定率法別表の項の区分ごと(同表の項に所属する貨物に適用される基本税率、暫定税率、特惠税率又は協定税率がこれらの税率の種類別の別ごとに同一の率である場合に限る。)又は定率法別表の号の区分ごと(同表の号に所属する貨物に適用される基本税率、暫定税率、特惠税率及び協定税率がこれらの税率の種類別の別ごとに同一の率である場合(項の区分ごとにこれらの税率が同一の場合を除く。))に行うこととなるので、留意する。

5. の2の(1)の二中「所属区分」を「指定区分」に改める。
6. の3の(1)の八中「所属区分に該当して」を「指定区分に該当又は含まれて」に改め、同項の(1)のへ中「所属区分」を「指定区分」に改め、同項の(2)中「実績」の次に「、他法令の該否の確認」を加え、同項の(3)のイ中「所属区分」を「指定区分」に改める。
7. の4の(1)中「所属区分」を「指定区分」に、「できないため」を「できない場合があるため」に、「67 4 15」を「67 4 17」に改め、同項の(1)に次のように加える。

二 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(平成13年9月25日財関第781号)の第5章第1節の2(少額関税無税貨物の輸入申告)の規定に基づき申告した貨物

8. の5、9及び10中「所属区分」を「指定区分」に改める。
9. の11の(2)中「調査保税課」を「業務課」に改める。
10. の1の(1)中「所属区分」を「指定区分」に、「67 4 15」を「6

7 4 17」に改める。

(第1片)

国税 取 納 金 理 資 金 整 理 資 金	納 付 書 ・ 領 取 証 書	
国庫金 ※ (納税者) 住 所 _____ 氏名又は名称 _____ (代理人) _____	※ (受入税目) ※ 納 付 の 目 的 (<input type="checkbox"/> 当 初 申 告 分) (<input type="checkbox"/> 修 正 申 通 知) (<input type="checkbox"/> 納 付 通 知) (<input type="checkbox"/> 更 正 通 知) (<input type="checkbox"/> 決 定 通 知) (<input type="checkbox"/> 賦 課 決 定 通 知) (<input type="checkbox"/> 該 当 の 口 の 中 に × を 付 して 下 さ い 。)	※ 申 告 番 号 _____ ※ 平 成 年 度 _____ ※ (取 扱 序 号) _____ ※ 本 税 _____ 千 百 十 万 千 百 十 円 ※ 延 滞 税 _____ ※ 加 算 税 _____ ※ 加 算 税 _____ ※ 合 計 額 _____
	(注意) 1 ※印のところは納税者がタイプ等により記入して下さい。 2 この納付書は、4枚1組の複写式となっていますから、切り離さないでそのまま使用して下さい。 3 銀行の窓口へ納付したときは、この片に当該銀行の領収印の押なつを受け、領収証書として受け取って下さい。 4 第4片は税関用となっています。	
上記の合計額を領収しました。 平成 年 月 日 (領収者) _____ (印)		内 証券受領 _____ 円 領 取 日 付 印
		納税者交付用 ④-1

(第2片)

国税 取 納 金 理 資 金	領 取 控	
国庫金 ※ (納税者) 住 所 _____ 氏名又は名称 _____ (代理人) _____	※ (受入税目) ※ 納 付 の 目 的 (<input type="checkbox"/> 当 初 申 告 分) (<input type="checkbox"/> 修 正 申 通 知) (<input type="checkbox"/> 納 付 通 知) (<input type="checkbox"/> 更 正 通 知) (<input type="checkbox"/> 決 定 通 知) (<input type="checkbox"/> 賦 課 決 定 通 知)	※ 申 告 番 号 _____ ※ 平 成 年 度 _____ ※ (取 扱 序 号) _____ ※ 本 税 _____ 千 百 十 万 千 百 十 円 ※ 延 滞 税 _____ ※ 加 算 税 _____ ※ 加 算 税 _____ ※ 合 計 額 _____
	上記の合計額を領収しました。 平成 年 月 日 (領収者) _____ (印)	
		日銀統轄店送付用 ④-2

(第3片)

国税 取 納 金 理 資 金	領 取 済 通 知 書	
国庫金 ※ (納税者) 住 所 _____ 氏名又は名称 _____ (代理人) _____ あて先 (国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地) _____	※ (受入税目) ※ 納 付 の 目 的 (<input type="checkbox"/> 当 初 申 告 分) (<input type="checkbox"/> 修 正 申 通 知) (<input type="checkbox"/> 納 付 通 知) (<input type="checkbox"/> 更 正 通 知) (<input type="checkbox"/> 決 定 通 知) (<input type="checkbox"/> 賦 課 決 定 通 知)	※ 申 告 番 号 _____ ※ 平 成 年 度 _____ ※ (取 扱 序 号) _____ ※ 本 税 _____ 千 百 十 万 千 百 十 円 ※ 延 滞 税 _____ ※ 加 算 税 _____ ※ 加 算 税 _____ ※ 合 計 額 _____
	上記の合計額を領収しました。 平成 年 月 日 (領収者) _____ (印)	
		税関送付用 ④-3

(第4片)

国税 取 納 金 理 資 金	税 関 用	
国庫金 ※ (納税者) 住 所 _____ 氏名又は名称 _____ (代理人) _____	※ (受入税目) ※ 納 付 の 目 的 (<input type="checkbox"/> 当 初 申 告 分) (<input type="checkbox"/> 修 正 申 通 知) (<input type="checkbox"/> 納 付 通 知) (<input type="checkbox"/> 更 正 通 知) (<input type="checkbox"/> 決 定 通 知) (<input type="checkbox"/> 賦 課 決 定 通 知)	※ 申 告 番 号 _____ ※ 平 成 年 度 _____ ※ (取 扱 序 号) _____ ※ 本 税 _____ 千 百 十 万 千 百 十 円 ※ 延 滞 税 _____ ※ 加 算 税 _____ ※ 加 算 税 _____ ※ 合 計 額 _____
	上記の合計額を領収しました。 平成 年 月 日 (領収者) _____ (印)	
延滞税の計算 起算日 本 税 納 付 日 日 数 金 額 備考	年 月 日 摘 要 収 納 済 額 収 納 未 済 額 円 円 10	
		④-4

(第1片)

国税 収納金 整理 資金		納税告知書・領収証書		申告番号		告知第 号
国庫金	(納税者)		(受入科目)	平成 年度	(取扱序名)	
	住所		納付の目的	本 税	千 百 十 万 千 百 十 円	
	氏名又は名称 殿		納期限 平成 年 月 日 日限	延 滞 税		
	(代理人) 殿		納付場所 日本銀行(本店、支店、代理店) 又は歳入代理店	合 計 額		
右のとおり納付して下さい。なお、延滞税は所定の方法により計算し、該当欄に記入のうえ、納付して下さい。 平成 年 月 日			上記の合計額を領収しました。		領 収 日 付 印	
(国税収納金整理資金に関する職名) 官職氏名 ◎			平成 年 月 日			
			(領収者) ◎			

納税者交付用 ④-1

(第2片)

国税 収納金 整理 資金		領 収 控		申告番号		告知第 号
国庫金	(納税者)		(受入科目)	平成 年度	(取扱序名)	
	住所		納付の目的	本 税	千 百 十 万 千 百 十 円	
	氏名又は名称		納期限 平成 年 月 日 日限	延 滞 税		
	(代理人)		納付場所 日本銀行(本店、支店、代理店) 又は歳入代理店	合 計 額		
上記の合計額を領収しました。			平成 年 月 日		領 収 日 付 印	
			(領収者) ◎			

日銀統轄店送付用 ④-2

(第3片)

国税 収納金 整理 資金		領 収 済 通 知 書		申告番号		告知第 号
国庫金	(納税者)		(受入科目)	平成 年度	(取扱序名)	
	住所		納付の目的	本 税	千 百 十 万 千 百 十 円	
	氏名又は名称		納期限 平成 年 月 日 日限	延 滞 税		
	(代理人)		納付場所 日本銀行(本店、支店、代理店) 又は歳入代理店	合 計 額		
あて先 (国税収納金整理資金に関する職名、官職及び氏名並びに在勤官署名及びその所在地)			平成 年 月 日		領 収 日 付 印	
			(領収者) ◎			

税関送付用 ④-3

(第4片)

国税 収納金 整理 資金		税 関 用		申告番号		告知第 号
国庫金	(納税者)		(受入科目)	平成 年度	(取扱序名)	
	住所		納付の目的	本 税	千 百 十 万 千 百 十 円	
	氏名又は名称		納期限 平成 年 月 日 日限	延 滞 税		
	(代理人)		納付場所 日本銀行(本店、支店、代理店) 又は歳入代理店	合 計 額		
告 告 知 日	平成 年 月 日	年 月 日	摘 要	取 納 済 額	取 納 未 済 額	
延滞税計算	起算日	本 税 納付日	日数	金額	備考	
	・ ・	・ ・		円	円	
	・ ・	・ ・				
	・ ・	・ ・				

④-4

貨物指定申請書

平成 年 月 日

税関長 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

印

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名(法人の場合)

特例輸入者承認番号(追加申請の場合)

代理人

住 所

氏名又は名称

印

関税法第7条の2第1項の規定による特例申告を行う貨物の指定を受けたいので、同法第7条の6第1項の規定に基づき申請します。

指定申請事務担当者氏名、所属、連絡先電話番号

輸 入 者 :

代 理 人 :

(規格A4)

貨物指定申請書（つづき）

1. 指定を受けようとする貨物の内容

指定を受けようとする貨物の属する指定区分 (輸入統計品目表の4桁、6桁又は9桁)											

NACCSを利用した申告を予定している場合には、上欄に記載した指定区分に含まれる統計品目番号（HS 9桁）にNACCS用コードを加えた10桁までを、10桁目がオベリスク表示の貨物については、NACCS業務コード表に基づき10桁までを下欄にも併記する。

	品 名		
貨物の性質等 〔形状、成分、用途等の指定を受けようとする貨物の属する指定区分を特定するための参考となる事項〕			
書面による事前教示の有無 (事前教示回答書番号)			
他法令規制の状況 〔該当する場合には法令名及び該当条項、その他参考となるべき事項〕			

2. 指定を受けようとする貨物の輸入実績等

輸入許可回数	品名	関税法第7条の6第4項に規定する修正申告等のある場合にはその年月日及び修正申告番号等

3. 税関記入欄 (この欄には記入しないでください)

--

「貨物指定申請書」記載要領

1. 一般的事項

指定を受けようとする貨物が二以上ある場合には、指定区分ごとに貨物指定申請書（つづき）にその内容を記載し、これらを一つの貨物指定申請書に取りまとめて提出する。

2. 「あて先税関長」欄

特例申告の承認にかかる申請と併せて申請する場合には、特例輸入者承認申請書の申請先税関長とし、特例輸入者が貨物指定にかかる申請を行う場合には、特例輸入者承認を受けた税関長とする。

3. 指定を受けようとする貨物の内容

(1) 「指定を受けようとする貨物の属する指定区分」欄

関税率表の適用上の所属区分の項（4桁の番号）号（6桁の番号）（「輸入統計品目表」に定める番号と共通）又はこれに輸入統計品目表に定める細分番号（3桁の番号）を付け加えた9桁の番号を白抜き部分に左詰めで上欄に記載する。

また、NACCSを利用した申告を予定している場合には、NACCS用コードを含む10桁までを、NACCS用コードの10桁目に+（オベリスク）が設けられており、統計細分が同一であるが、NACCS用コードが複数ある場合には、NACCS業務コード表を参照し、該当する全ての10桁のコードを下欄（網かけ部分）に併記する。

(2) 「品名」欄

一般的な名称にとどまらず、貨物の特定が容易に行えるよう銘柄、型番等まで記載するよう努める。なお、貨物が異なるが(1)に記載する番号が同一である場合には、これらの品名をそれぞれ記載する。

(3) 「貨物の性質等」欄

指定を受けようとする貨物の属する指定区分を特定するために参考となるべき事項を記載し、当該参考資料（カタログ、成分分析表等）がある場合にはこれを添付する。

(4) 「書面による事前教示の有無」欄

事前教示の手続きを行い、書面による回答を得ている場合には、当該回答書の番号を記載する。

(5) 「他法令規制の状況」欄

他法令規制に該当する場合は該当の法令名及び条項を記載するとともに、例えば薬事法に規定する「輸入販売業許可証」等有効期限のあるものは、許可・承認番号、有効期限等の参考となるべき事項をあわせて記載する。

4. 指定を受けようとする貨物の輸入実績等

(1) 「輸入許可回数」欄

指定申請貨物の輸入許可件数（申請日前1年間）を記載する。

(2) 「品名」欄

(1)の許可に係る品名（複数ある場合は主なもの）を記載する。

(3) 「関税法第7条の6第4項に規定する修正申告等の有無及びある場合にはその年月日」欄

過去1年間に輸入許可された貨物について、加算税の課された修正申告等の事実がある場合にはその年月日を記載するとともに、当該修正申告番号又は更正（決定）番号を記載する。

5. 税関記入欄

受理年月日、受理番号等、税関において必要な事項を記載する。

税関様式 C 第 9110 号

貨物指定書

平成 年 月 日

殿

税関長

印

平成 年 月 日付貨物指定申請については、下記のとおり指定したので通知します。

記

適用開始年月日 平成 年 月 日（ただし、引取担保が提供されていること）

指定番号	指定を受けようとする貨物の属する指定区分	(貨物指定申請書に記載された品名)

(注) 指定内容に変更が生じた場合には、貨物指定内容変更届により遅滞なく届け出てください。

(規格 A 4)

税関様式 C 第 9120 号

貨物不指定書

平成 年 月 日

殿

税関長

印

平成 年 月 日付貨物指定申請については、下記のとおり指定をしないこととしたので通知します。

記

指定を受けようとする貨物の 属する指定区分	理 由

(規格 A 4)

税関様式 C 第 9130 号

貨物指定内容変更届

平成 年 月 日

税関長 殿

届出者

住 所

氏名又は名称

印

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名（法人の場合）

代理人

住 所

氏名又は名称

印

関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例申告ができる貨物として指定を受けている下記の貨物について、その指定内容に下記のとおり変更があったので届け出ます。

記

指定番号	指定を受けようとする貨物の 属する指定区分	変更内容及び変更理由

(規格 A 4)

税関様式 C 第 9140 号

貨物指定取りやめ届

平成 年 月 日

税 関 長 殿

届出者

住 所

氏名又は名称

印

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名（法人の場合）

代理人

住 所

氏名又は名称

印

指定を受けている下記の貨物について、特例申告書を提出する必要がなくなったので届け出ます。

記

指定を受けようとする 貨物の属する指定区分	指定年月日	取りやめ理由
	指定番号	

(規格 A 4)

税関様式 C 第 9150 号

貨物指定取消書

平成 年 月 日

殿

税 関 長

印

平成 年 月 日付指定番号 号により指定した指定貨物について、下記のとおり指定を取り消したので、通知します。

記

指定を受けようとする貨物の属する指定区分

貨物の品名

指定取消理由

(規格 A 4)